

死亡にかかると主な手続き一覧

令和4(2022)年4月 市民生活相談課

項目		届出先	届出人	備考
市 役 所 関 係	死亡届	市民課③-② (本館1階)	同居 親族等	死亡した日から7日以内に死亡届出書、届出人の印鑑 (死亡者の本籍地・届出人の住所地又は死亡地に届出してください)
	市営葬儀の申込 市営葬儀使用料金の支払い	市民課⑤-① (本館1階)		死亡届出書、届出人の印鑑 市営葬儀をされたかた
	世帯主変更届 印鑑登録証の返納	市民課③-① (本館1階)		世帯主死亡で、世帯員が2名以上いる場合のみ 印鑑登録証(登録されているかたのみ) ※住民基本台帳カード、個人番号カードは返納不要です
	国民年金	保険年金課⑧ (本館1階)		死亡一時金、寡婦年金、遺族基礎年金など
	国民健康保険	保険年金課⑦ (本館1階)		国保加入者は国民健康保険被保険者証 (葬祭費の支給があります。葬儀関係の領収書が必要です) (保険料の精算が発生する場合があります)
	後期高齢者医療制度 (75歳以上又は一定の障害がある65歳以上のかた)	保険年金課⑥ (本館1階)		後期高齢者医療被保険者証、印鑑 (葬祭費の支給があります。葬儀関係の領収書、口座番号のわかるものが 必要です) (保険料の精算が発生する場合があります)
	児童手当	こども政策課⑩ (南館3階)		児童手当の受給者の場合、新受給者での手続きが必要です。 児童手当の支給対象児童の場合、児童手当に関する届出は不要です。
	児童扶養手当			児童扶養手当受給者、支給対象児童の場合、手続きが必要です。 ※児童扶養手当を受給していない方も、18歳到達後最初の3月31日まで (一定の障害を持っている場合は20歳未満)の児童がいる場合、受給して いただける可能性があります。
	こども・ひとり親医療助成		申請者(主たる養育者)の場合、新たに医療証を所持する方での変更手続 きが必要です。 ※助成対象児童の場合、手続きは不要です。	
	飼い犬の登録変更	市民生活相談課 (南館1階)	新しい 飼い主	飼い犬の登録者の場合、飼い主の変更手続きが必要です。
	原動機付自転車(125ccま で)の名義変更または廃車	市民税課⑫ 資産税課⑪ (本館2階)	同居 親族等	標識交付証明書(申告済証)、ナンバープレート、印鑑(新・旧両所有者)、 申請者の本人確認書類 ※詳細は必ず確認してください
	地方税(市府民税、固定資 産税、軽自動車税など)関 係			相続人代表者指定(変更)届 (地方税法第9条の規定により、納税義務が承継されます)
	市税の口座振替変更	収納課⑬ (本館2階)		新しく届出される方の預貯金通帳と金融機関届出印 ※詳細は担当課にお問い合わせください。
	介護保険	長寿介護課 ⑭-① (本館2階)		介護保険被保険者証(65歳以上返納)(介護保険料の精算が発生する 場合があります)
高齢者福祉サービス等		タクシー利用券等チケットの返納。家賃助成(要印鑑・家賃支払証明)、 その他、高齢者福祉サービス利用の場合は、窓口までお問い合わせください。		
高齢者施設利用関係	地域福祉課⑮ (南館2階)	高齢者支援センター、多世代交流センター利用証またはシニアいきいき活 動ポイント登録証の返納		
障害福祉関係	障害福祉課⑰ (南館2階)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちのかた、 各種手当を受給されているかた、障害者サービスをご利用のかたは、窓口 までお問い合わせください。		
市営住宅入居者関係	建築課 (南館4階)	入居承認承認または異動の届出、住宅・駐車場の返還等の手続きが必要 になります。 ※詳細は担当課にお問い合わせください。		
水道の名義変更または閉 栓	水道部営業課 (福祉文化会館1階)	名義変更、閉栓等はお電話でお問い合わせください。 (水道部営業課:072-620-1691)		
井戸水における下水道また は公設浄化槽使用人数の 変更等	下水道総務課 (本館8階)	名義変更、使用人数の変更等は、まずはお電話でお問い合わせください。 (下水道総務課:072-620-1665)		
市民農園の利用承継また は取消	農林課 (本館7階)	相続人	市民農園を引き続き利用する場合や利用を取り消す場合に手続きが必要 です。	
森林の土地所有者 変更届出			森林法で定める森林を新たに所有(相続等)される場合は、届出が必要です。詳 細は担当課にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。	

項目	届出先	届出人	備考
不動産の名義変更	不動産の所在地を管轄する法務局	相続人	相続により不動産を取得した場合には、相続登記が必要です。 相続登記申請に関するご相談(要予約) 大阪法務局北大阪支局 TEL 072-638-9444 相談時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00,13:00～16:30 詳しくは、大阪法務局ホームページをご覧ください。 http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/
普通自動車の名義変更	所轄の運輸支局	名義変更者	車庫証明、車検証、住民票、印鑑、自動車税納税証明書(詳細は必ず確認してください) 大阪運輸支局[050-5540-2058]
小型二輪車(250cc超) 軽二輪車(126cc～250ccまで)の名義変更			届出先へお問い合わせください。 軽自動車検査協会 高槻支所[050-3816-1841]
軽自動車(三輪・四輪)の名義変更	所轄の軽自動車検査協会		
死亡者の準確定申告	所轄の税務署	同居親族等	死亡後4か月以内 茨木税務署[072-623-1131]
労災保険	勤務先を所轄する労働基準監督署		埋葬料、遺族補償給付
生命保険・簡易保険	保険会社・郵便局		保険金の請求
健康保険	健康保険組合		健康保険加入者は埋葬料、埋葬費、家族埋葬料、高額療養費など
厚生年金	住所地を管轄する年金事務所		吹田年金事務所[06-6821-2401]
銀行預金・郵便貯金の引き出しと相続手続き	金融機関		各届出先へお問い合わせください。
株券(株式)・社債・国債	証券会社又は株式発行人		
電話・携帯電話・プロバイダー	契約先		
ガス・電気名義変更	管轄の営業所		
借地・借家	家主・地主		
特許・商号・商標・意匠権	特許事務所など		
免許証	所轄の警察署		
各種クレジットカード	カード発行元		
生命保険付き住宅ローン	借入金融機関		
扶養控除異動申告	勤務先		
パスポートの返納	茨木市パスポートセンター	茨木市役所本館1階⑤-② 電話[072-620-1618]	

その他関係機関等

★ワンポイント情報

相続に係る手続きとしては、遺産分割協議書の作成、不動産の名義変更、預貯金、生命保険等の解約等があります。

相続税の申告は10か月以内に税務署で、相続放棄については3か月以内に家庭裁判所で手続きが必要です。

死亡者の準確定申告については4か月以内に税務署で手続きが必要です。

特別永住者証明書・在留カードの返納方法については

- ①直接持参する場合・・・大阪出入国在留管理局[06-4703-2100]
- ②郵送する場合・・・東京出入国在留管理局 おだいば分室[03-3599-1068]

※上記は、あくまでも手続き関係の目安です。詳しくは市役所の各窓口、関係機関にお問い合わせください。